

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校職員衛生管理要綱を次のように定める。

平成20年5月 日

三次市教育委員会  
委員長

三次市立学校職員衛生管理要綱

目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 安全衛生管理体制（第4条 - 第8条）

第3章 健康管理等（第9条・第10条）

第4章 雑則（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に基づき、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（校長の責務）

第2条 校長は、職員の安全の確保と健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。ただし、職員とは、学校に常時勤務する職員及び常勤的な非常勤の職員をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、この訓令に基づき実施する安全及び衛生に関する措置に協力するとともに、安全の確保及び健康の保持増進に努めるものとする。

## 第2章 安全衛生管理体制

(主任安全衛生管理者)

第4条 職員の安全及び衛生に関する事項を管理するため、学校に主任安全衛生管理者を置く。

2 主任安全衛生管理者は、学校における次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するための必要な措置に関すること。

3 主任安全衛生管理者は、校長の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者)

第5条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成16年三次市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。)第39条第1項に規定する衛生管理者(以下「衛生管理者」という。)は、前条第2項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 衛生管理者の数は、1人とする。

3 校長は、第1項の規定により衛生管理者を選任したときは、衛生管理者選任報告書(様式第1号)により、三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

(衛生推進者)

第6条 規則第39条第1項に規定する衛生推進者(以下「衛生推進者」という。)は、第4条第2項各号に掲げる業務のうち衛生に係るものを行う。

2 衛生推進者の数は、1人とする。

3 校長は、第1項の規定により衛生推進者を選任したときは、衛生推進者選任報告書（様式第2号）により、教育委員会に報告するものとする。

（教職員保健管理担当医）

第7条 学校に教職員保健管理担当医（以下「保健管理医」という。）を置く。

2 保健管理医は、職員の保健管理について総合的に指導及び助言にあたるものとし、その業務は、当該学校における次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

(1) 健康診断、面接指導等の実施及びこれらの結果に基づく職員の健康管理を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理その他職員の健康管理に関すること。

(2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(3) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止の措置に関すること。

3 保健管理医は、前項各号に掲げる事項について、主任安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 保健管理医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、主任安全衛生管理者に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べることができる。

5 保健管理医は、内科担当の学校医のうちから教育委員会が選任した者をもって充てる。

6 保健管理医の数は、1人とする。

（学校衛生委員会）

第8条 学校に、学校衛生委員会を置く。

2 学校衛生委員会は、当該学校における次の各号に掲げる事項を調査審議し、校長に対し意見を述べるものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

- 3 学校衛生委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 主任安全衛生管理者
  - (2) 保健管理医
  - (3) 衛生管理者
  - (4) 職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから所属長が指名する者
- 4 前項第1号の委員以外の委員の半数については、職員の過半数で組織する職員団体があるときにおいてはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体が無いときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき校長が指名するものとする。
- 5 学校衛生委員会の会議の議長は、主任安全衛生管理者をもって充てる。
- 6 学校衛生委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。
- 7 校長は、第3項第4号の規定により委員を指名したときは、学校衛生委員会等委員選任報告書（様式第3号）により、教育委員会に報告するものとする。

### 第3章 健康管理等

#### （健康診断の実施等）

- 第9条 校長は、職員の健康を確保するために、学校保健法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断を実施する。
- 2 前項に掲げる健康診断の実施に関しては、市立学校教職員定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第12号。以下「要領」という。）の定めるところによる。
  - 3 健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、要領に定めるところにより治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。
  - 4 校長は、要領の実施に当たっては、必要に応じて、保健管理医と協議するものとする。

#### （健康教育等）

- 第10条 校長は、職員に対する健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 職員は，前項の校長が講ずる措置を利用して，その健康の保持増進に努めるものとする。

#### 第4章 雑則

##### (秘密の保持)

第11条 職員の衛生管理業務に従事する職員及びその業務に従事したことのある職員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

##### (その他)

第12条 この訓令により難い特別な事情がある場合は，教育長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この訓令は，平成20年5月19日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

衛生管理者選任報告書

学校名	
職員数	男 人, 女 人, 計 人
職・氏名	
選任年月日	
参考事項	

年 月 日

学校名

校長氏名

印

三次市教育委員会 様

（注）

- 1 参考事項の欄には、前任者の氏名、死亡若しくは解任の年月日及び解任した場合にはその理由を記入すること。
- 2 衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

衛生推進者選任報告書

学校名	
職員数	男 人, 女 人, 計 人
職・氏名	
選任年月日	
参考事項	

年 月 日

学校名

校長氏名

印

三次市教育委員会 様

(注)

- 1 参考事項の欄には, 新任, 解任等の選任理由を記載すること。
- 2 衛生推進者養成講習修了証の写し又は資格を証する書面(又は写し)を添付すること。

様式第3号(第8条関係)

学校衛生委員会等委員選任報告書

学校名					
職員数	人				
委員の区分	職名	氏名	年齢	性別	備考
主任安全衛生 管理者					
保健管理医					
衛生管理者 (衛生推進者)					
衛生に関する 経験者					

年 月 日

学校名

校長氏名

印

三次市教育委員会 様

(注) 「備考」の欄には、職員団体・職員代表推薦の有無を記載すること。